

各部長
教育長 様
各行政委員会の事務局長

経営企画部長

平成27年度予算編成方針(依命通達)

1 国の動向

国の『平成27年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について』によると、平成27年度予算は、『中期財政計画』に沿って、「平成26年度に続き、民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指し、メリハリのついた予算とする。そのため、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化」するとあります。

特に地方財政に影響を与える地方交付税の概算要求額は、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替が進められていることなどにより、前年度比8,405億円減の16兆450億円となっています。

また、『社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律』に基づき判断される「消費税率の引き上げ」や社会保障4経費（年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策）の充実など、その影響をしっかりと注視し、適切に対応していく必要があります。

2 本市の財政状況と今後の見通し

平成25年度普通会計決算では、実質収支額は1,191,437千円、実質収支比率は前年度より0.7ポイント減少し7.8%となっていますが、依然として高い水準にあります。

次に、財政の硬直度を示す経常収支比率は、扶助費の一部の財源を特定財源でまかなったことにより前年度より0.2ポイント改善し93.3%となったものの、県内市町村平均は、前年度より1.1ポイント改善し89.1%となり、県内ワースト10位から8位へ悪化しました。

財政調整基金の現時点における本年度末残高は2,417,057千円であり、前年度末から▲749,826千円と大幅に減少しています。

財政健全化判断比率および資金不足比率の5指標では、いずれの数値も早期健全化基準・経営健全化基準を大きく下回っていますが、その数値は増加傾向にあります。

今後の見通しとして歳入では、消費税率の引き上げによる地方消費税交付金の増額や、自主財源の根幹である市税について景気回復、徴収率向上対策等による増収があったとしても、地方交付税が危機対応モードから平時モードに切り替えが進められることから、一般財源総額の大幅な増加が見込めない状況です。

一方、歳出では、子育てをはじめとする社会保障関係経費に加え、都市計画事業や施設の老朽化対策などに伴う普通建設事業の増加が見込まれ、こうした行政需要の増大に適切に対応していく必要があります。

3 予算編成の方針

本市のこのような財政状況を踏まえ、「人 みどり 子育て 選ばれる安心快適都市 四街道」の実現を目指しつつ、持続可能な財政運営を確立するためには、各種財政需要に的確に対応し、計画的・効率的な財政運営を行う必要があります。

平成27年度予算は、2年目を迎える『四街道市総合計画前期基本計画』の政策事業を促進させるとともに、防災対策・子育て支援・個人番号制度等、喫緊の行政課題に対しても柔軟に対応します。

『第7次行財政改革推進計画』に沿って職員一人ひとりがコスト意識を持ち、事務事業の徹底した見直しを図り、効果的・効率的な事業の推進を図るものとし、特に、経常経費については、その必要性・効果等について、一件査定による見直しを行います。

なお、市政の透明性の向上と開かれた予算編成とするため、スケジュールや要求額など予算編成過程の一部を市ホームページにおいて公表します。

以上を平成27年度予算編成方針としますので、下記事項に留意の上、年間予算を的確に把握し積算し、通年予算として要求するよう通達します。

記

1 基本的事項

- ① 本市の厳しい財政状況を全職員が認識し、持続可能な財政基盤を確立するため、行政評価システムを活用し、計画、実施、検証、見直しのマネジメントサイクルに基づく要求とすること。
- ② 国の予算や地方財政対策の動きを注視し、その動向把握を迅速かつ的確に行い、適切な対応に努めること。
- ③ 市単独事業は、漫然と前年同様の要求を行うことなく、市民ニーズを的確に把握するとともに、その必要性・経済性を検証し、事業の目的、対象、効果を明確化すること。また、類似する制度・事業がある場合は統合すること。
- ④ 四街道市財務規則第107条第1項の額を超えて随意契約を行っている契約について契約内容等細かに検証し、競争入札へ移行できるよう見直しをすること。

2 歳入に関する事項

- ① 市税については、現年課税分の確実な徴収を基本とし、課税客体の的確な捕捉に努めるとともに、納税者の利便性の向上、納税相談の充実、その他の収納率向上対策を推進し、収入を確保すること。
また、税負担の公平性を確保するため、現年度徴収に努めるとともに、関係部署・機関との連携を図り、滞納繰越額及び不納欠損額の縮減を図ること。
市税以外の各種徴収金についても同様とする。
- ② 使用料及び手数料の免除または減額について、市民負担の公平性の観点からも、その取扱いは厳格に行うこと。
- ③ 国庫支出金・県支出金については、国・県の予算編成の動向を注視し、市町村向け補助金などの特定財源の確保に努めるほか、市内各種団体に対する国・県等の補助制度の活用についても検討すること。
- ④ 市有財産のうち、具体的な利用計画がない土地等については、売却、貸付など有効活用に努め、収入の確保と維持管理費の削減を図ること。

3 歳出に関する事項

- ① 扶助費等については、受給件数や給付水準などあらゆる観点から再検討を行い、対象者や扶助額について精査し、予算の肥大化を招くことのないよう給付の厳格化に努めること。特に市の単独事業については、制度の必要性、費用対効果等を必ず整理し、必要に応じ制度改正に積極的に取り組むこと。また、国・県の補助対象となる事業において補助割れしている事業については、他市町村と連携して国・県に対し要望に努めること。
- ② 物件費対象となる委託料については、行政サービスの低下をきたさないよう留意しつつ、内容、仕様を見直し、その縮減を図ること。
なお、調査、計画作成等の業務委託については、高度に技術的、専門的な業務、又は、委託することによる時間外勤務手当の削減が見込める事業など、明らかに業務全体の経費節減に繋がるものに限る。
- ③ 補助金については、「補助金交付に関する基準」に基づき、公益性、事業効果等を再検証した上で要求すること。
- ④ 維持補修費で経常的に配分していた事業については、具体的なものを除き要求額の抑制に努めること。
- ⑤ 普通建設事業については、積算にあたり内容、仕様を今まで以上に検討し、最小の経費で効果が認められる積算をすること。

4 その他の事項

特別会計においても以上の方針と同一の基準に立って予算編成を行うものとする。
なお、特別会計の原則に則り、一般会計との負担区分を明確化し、安易に財源不足を一般会計からの繰入金に依存することのないよう留意すること。